

日本部活動学会機関誌編集規程

2018年3月25日制定

- 第1条 この規定は、日本部活動学会会則第3条第2項に基づき、日本部活動学会機関誌の編集、発行の手続き等について定める。
- 第2条 機関誌の名称は、『日本部活動学会研究紀要』(The Journal of The Association for the Study of Extracurricular Club Activities)とする。
- 第3条 機関誌は、原則として1年に1回発行する。
- 第4条 機関誌には、部活動に関する未公刊の論文、実践事例報告、文献・資料紹介、学会会務報告、その他学会並びに会員の研究活動についての記事を編集掲載する。
- 第5条 機関誌の編集のために、編集委員会を置く。
- 2 編集委員長は、会長が理事の中から選任し委嘱する。編集委員長は紀要編集委員会を代表し、編集委員会会務をつかさどる。紀要編集委員長に事故あるときは、会長の委嘱により紀要編集委員の一人がその職務を代行する。
 - 3 委員長以外の紀要編集委員については、編集委員長が会長と協議の上、理事数名、および会員の中から数名を選任し、委嘱する。
 - 4 編集委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 第6条 編集事務を担当するために編集委員会事務局を組織し、編集幹事(若干名)を置くことができる。編集幹事は編集委員長が委嘱する。
- 第7条 機関誌に論文・実践事例報告の掲載を希望する会員は、別に定める「『日本部活動学会研究紀要』投稿要領」に従うものとする。
- 第8条 投稿された論文・実践事例の採否については、編集委員会の合議によるものとする。
- 2 編集委員会が必要と認めるときは、編集委員会委員以外の会員に審査を依頼することができる。
- 第9条 採択された論文・実践事例報告の形式、内容について、編集委員会で軽微な変更を加えることがある。ただし、内容に関して重要な変更を加える場合は、執筆者との協議を経るものとする。
- 第10条 論文・実践事例報告の印刷に関して、図版等で特に経費を必要とする場合は、その費用の一部を執筆者の負担とすることができる。
- 附則 この規定は、2018年3月25日から施行する。